

議案第48号

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、さいたま市所有の盆栽が損害を受けた事件に関し、下記のとおり和解をすることについて議決を求める。

平成25年2月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 和解の内容

- (1) 相手方（2者）は、市に対し、相手方が黒松石付及び獅子頭もみじ（以下「本件盆栽」という。）を管理保管中に、相手方の新築した銅葺き屋根からの銅イオン等を含んだ雨水の飛沫が本件盆栽に降りかかり、その毒性により損害を受けた可能性を考慮し、その雨水の影響によるものであることを認め、現在まで及び将来に渡って養生が必要になったことについて衷心より遺憾の意を表す。
- (2) 相手方は、連帯して市に対し、(1)の影響により本件盆栽が受けた損害として金1,000万円並びに本件盆栽の現在まで及び将来に渡っての培養管理に伴う費用負担分として金250万円の支払義務があることを認め、相手方は、本日、その合計金1,250万円の支払に代えて、別紙目録記載の盆栽10鉢を譲渡し、市はこれを受領した。
- (3) 相手方は、市に対し、さいたま市大宮盆栽美術館の運営等に協力する。
- (4) 市及び相手方は、本件については以上をもって全て解決したものとし、市は、相手方に対し、その余の請求を行わない。

- 2 事件の概要 相手方が、市所有の盆栽を管理保管中に、新築した銅葺き屋根からの雨水の影響により損害を与えたため、その損害金の支払に代えて、市が盆栽10鉢を譲り受けるもの

(参考)

目録の内容

1 もくれん

- (1) 推定樹齡 約80年
- (2) 規 格 樹高約110センチメートル
- (3) 鉢 和・紫泥正方

2 藤

- (1) 推定樹齡 約80年
- (2) 規 格 樹高約95センチメートル
- (3) 鉢 和・烏泥正方

3 もみじ (清玄)

- (1) 推定樹齡 約90年
- (2) 規 格 樹高約96センチメートル
- (3) 鉢 和・白交趾楕円

4 梅もどき

- (1) 推定樹齡 約160年
- (2) 規 格 樹高約67センチメートル
- (3) 鉢 新渡・均窯長方

5 姫りんご

- (1) 推定樹齡 約40年
- (2) 規 格 樹高約62センチメートル
- (3) 鉢 和・紫泥楕円

6 寒桜

- (1) 推定樹齡 約70年
- (2) 規 格 樹高約78センチメートル
- (3) 鉢 瑠璃広東長方

7 櫻

- (1) 推定樹齡 約120年
- (2) 規 格 樹高約67センチメートル

(3) 鉢 和・白交趾楕円

8 真柏

(1) 推定樹齡 約350年

(2) 規 格 樹高約97センチメートル

(3) 鉢 和・紫泥長方

9 杜松

(1) 推定樹齡 約300年

(2) 規 格 樹高約62センチメートル

(3) 鉢 新渡・紫泥長方

10 五葉松

(1) 推定樹齡 約150年

(2) 規 格 樹高約70センチメートル

(3) 鉢 新渡・紫泥長方